

津山郷土博物館だより「つはく」

津博

TSUHHAKU

2016.5 No.88

トピックス

江戸一目図屏風の実物公開
土岐家資料の展示
第108回文化財めぐり
鉄盾の貸出

資料紹介

浦上宗景書状
郷中諸割賦建方定書大意

梶村 明慶
東 万里子

研究ノート

城下町の水車と景観
一榎原前の水車一

尾島 治

お知らせ

平成28年度行事予定



津山郷土博物館

Tsuyama City Museum

(表紙写真 桜花満開の衆楽園)

江戸一目図屏風の実物公開



僕のように
飛べないのに、
こんな絵が
よく描けたね!



博物館キャラクター
「鶴若」

東京スカイツリーに複製が展示されて注目されている江戸一目図屏風ですが、4月1日から5月5日までの期間、実物を公開しました。資料保護のため、当館でも通常は複製を展示しています。津山さくらまつりの期間とも重なり、大勢の方に実物の屏風をご覧いただきました。なお、今年度は秋に貸出の予定がありますので、実物の公開は春のみです。

土岐家資料の展示



3階の常設展示にて、旧津山藩士土岐家に伝わった甲冑、火事装束や津山狩野派の花鳥図などを展示しています。土岐家は、享保13年（1728）に松平家に召し出され、2代続けて弓術師役を勤め、幕末には田町に屋敷がありました。昨年10月、その屋敷跡に津山土岐家財団記念館が開所したのに合わせて、寄託資料の一部を紹介するものです。土岐家伝来の資料を、この機会にぜひご覧ください。

第108回文化財めぐり



3月19日、第108回文化財めぐりを実施しました。東一宮から上横野周辺を歩き、高田神社や石造物などをゆつくりめぐりました。参加者の方からも、地域にまつわる思い出や建物・石造物・山野草などについて色々とお話いただき、充実したハイキングとなりました。予報では降水確率が高く心配していましたが、良い天気となり、春らしい陽気の一日でした。

鉄盾の貸出



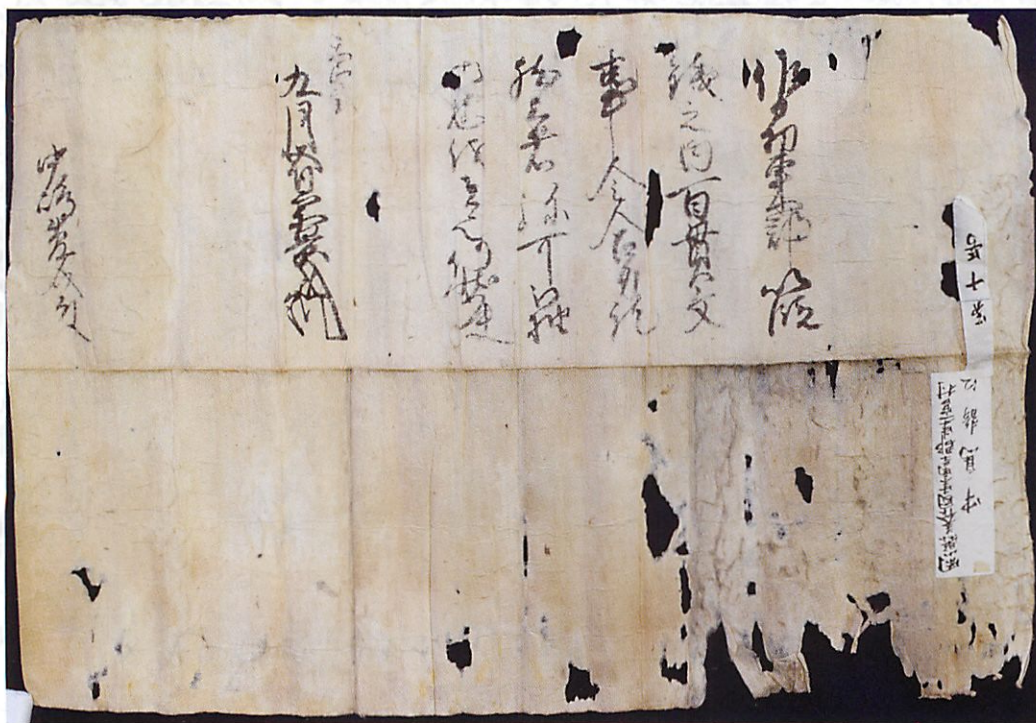
徳守神社から寄託されている鉄盾は、大坂の陣の際、森忠政が戦場で使用したものを神社に奉納したと伝わっています。その由緒により、今年のNHK大河ドラマ「真田丸」関連の巡回展等に貸し出すことになりました。

まず、長野市の真田宝物館特別展「戦国の絆」(1月17日～4月4日)に出品された後、引き続き大河ドラマ特別展「真田丸」の東京展・江戸東京博物館(4月29日～6月19日)、上田展・上田市立美術館(7月2日～8月21日)、大阪展・大阪歴史博物館(9月17日～11月6日)と巡回する予定です。

銃弾の跡が残るこの鉄盾は、大坂の陣における戦闘の激しさを物語る貴重な資料です。当館でも常設展示していましたが、機会がありましたら、各会場でぜひご覧ください。

天正二年（一五七四）浦上宗景書状

梶村 明慶



【書状の翻刻】

作州東郡以段
 錢之内百貫文
 事令合力訖
 然上者弥可被抽
 御忠儀者也仍状如件

天正式

九月五日 宗景（花押）

中島菅介殿

この書状は、江戸時代、現在の津山市東一宮で大庄屋を勤めていた中島家に伝わった史料です。美作の中島氏は古くからの在地領主で、鎌倉時代中期ごろには高野郷（現在の津山市高野地域）の地頭職を持っていたと考えられています。中島家の家伝では、祖先はこの中島氏につなが

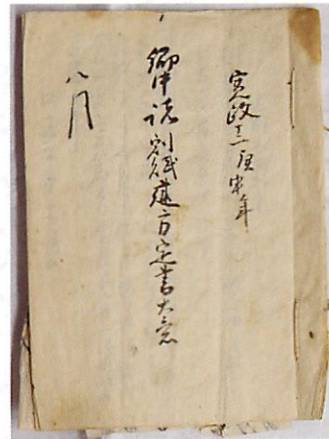
る家とされています。戦国時代には美作に勢力を伸ばしていた浦上氏に属しており、浦上氏が没落した後は宇喜多氏に仕え、秀吉の朝鮮出兵の際には従軍して戦功を立てたと伝わっています。宇喜多秀家が関ヶ原の戦いに敗れ、領地を没収されると帰農し、その後には大庄屋を勤めることになりました。

書状は、天正二年（一五七四）九月五日付けで、浦上宗景から中島菅介宛てに発給されたものです。内容については、「作州東郡の段銭の内から百貫文を与えるので、忠義に励むように」と書かれています。この天正二年は宇喜多直家が浦上宗景と断交し、双方が相争う事になった年です。直家との戦のため、宗景が味方する領主に対して出した書状の中の一つと思われる。また、この菅介は最後まで浦上方として戦っていたようで、系図によると、最後の決戦となった宗景の本拠である天神山城の戦いで討死したとあります。

この書状の他、大庄屋に関するものを含め、家に伝わる多くの史料を当館に寄託していただいています。この度、それらの史料を寄贈いただくことになりました。

寛政十二年(二八〇〇) 郷中諸割賦建方定書大意

東万里子



説が加えられており、大庄屋は、関連書類を一年に三回チェックし、郡代所へ差出すべき旨が記されています。

これらの内容の一部についてA村(仮)にスポットを当てて簡単にまとめると図①のようになります。

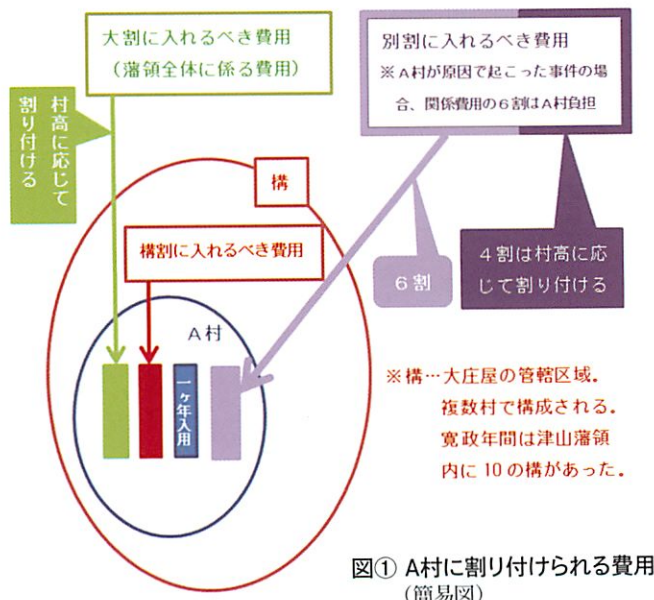
A村では、A村だけに関係する費用であると考えられる「一ヶ年入用」(図①では青い四角)と、A村分として割り当てられた「大割」(図①の緑の四角)、「別割」(図①の紫の四角)、「構割」(図①の赤の四角)を、村内の村人のそれぞれの持ち高に応じて割り付け、関連書類である「村打欠割賦帳」を代官所へ差出す必要がありました。

「別割」とは、訴訟などの費用について、単に石高に応じて割り付けるのではなく、その当事者となった村にその費用の多くを割り付ける方法です。例えば、A村が引き起こしたのではない「変事」(盗賊または尋ね者に関する費用など)については単に石高に応じて割り付ける「大割」に入れますが、A村のBという人のせいで他領から訴えられた場合の費用は「別割」に入れ、その費用の内六割はA村で負担し、残りの四割は他の村々に割り付ける、といった具合です。

また、A村の負担となった六割のなかでも、その四割はA村が属する構で助け、残りの六割は当人であるBが負担し、Bが困窮している場合はA村で話し合つて助ける、という記述もありません。

写真の資料の他に、同じ寛政十二年八月の「郷中臨時入用割出シ定書」がのこされています。この定書では、訴訟など、通常かかる費用ではないものに関して、「大割」に入れるべきものなのか、「別割」なのか、「村打欠」なのか、など、細かく記してあります。これらの資料から、村方にかかる費用について明文化し、書類を作成する事で、より透明性の高い管理を行い、支出が少なくなるようにしていたこと、それらの書類を代官所や郡代所に提出していたことが分かります。写真の資料が作成されてから一年

二か月後の享和元年十月には、大庄屋土居辰五郎が郡代所へ大割関係の日記を提出している事が確認できます(『岡山県史』第二十三巻 美作家わけ史料)。また、これらの資料に記されている臨時の費用のなかで、他に細かく記されているのも興味深い点です。



城下町の水車と景観 — 榎原前の水車 —

尾島 治

はじめに

江戸時代には、動力源としての水車は、人々の生活に欠かせない存在であった。そのイメージとしては、農村の風景の中に軽やかに回転している水車とその小屋というものであろう。しかし、都市部においても動力源としての水車は必須であった。城下町での主要な用途は米搗きであるが、それ以外にも粉挽きや綿実油絞りなどもあった。そのため、水車稼ぎは商売として成り立っており、城下町の有力な商人が水車稼ぎを行なうことも多かった。そして、藩にとつても運上銀の得られる貴重な産業であった。

一方で利用者側から見れば、町人のみではなく藩士にとつても扶持米の米搗きを担う水車は必要不可欠であった。このような水車は、城下町周辺の風景の一部となり、都市生活と不可分なものとして存在していた。ここでは、津山の城下町における水車の設置場所とその景観について、具体的な事例のひとつである榎原前の水車を取り上げてみたい。

榎原前

榎原前は、城下町西部を流れる蘭田川が吉井川に合流する付近から、吉井川の下流に向けて南新座から吹屋町へと続く堤防沿いに形成さ

れた河原である。小さな水流を挟んで吉井川の中州と一体と考えればかなり広いものとなる。

良くも悪くも吉井川と共に存立している津山の城下町にとつて、吉井川の河原は様々な面で城下町の生活と切り離せないものとなっていた。そのため、この榎原前を始めとして、材木町南の硯河原、橋本町南の清水場など、城下町近辺では地名としての名前を持つ河原がいくつか存在する。榎原前の名前の由来については、『山陽道美作記 卷之八』に「爰を榎原前と呼ハ以前榎原何某と云ふ者住ミける故所の名」となったとしている。

これらの河原は、増水した時を除けば、安定した陸地として恒常的に存在しているのであるが、固有の名称を持つことは、その存在理由や必要性が広く認知されていることを示している。しかし、堤防とその上の竹藪によつて城下町から区切られている榎原前は、城下町に繰り入れられることはなく、その縁辺にあつて、畑や河原として便利に活用されているのである。そのため、榎原前は、南新座と吉井川堤防の間に位置する城下町内部の畑地と共に、堤防を含んで小田中村分となつている。

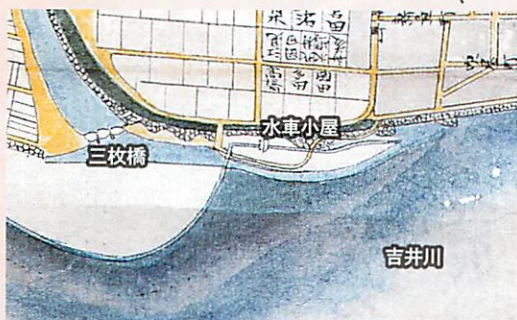
役所の管轄と言うことでは、小田中村分に含まれる榎原前は郡代の管轄であるが、その中にある堤防は大目付の管轄となる。ちなみに、城下

町の橋の下も大目付の管轄である。これは、城下町とその周囲では、町奉行・郡代・寺社取次・大目付の支配系統により、それぞれの管轄場所が複雑に分かれているためである。

古い伝承では、津山の城下町には様々な物の怪が棲んでいたとされているが、そのうちのひとつに「榎原前の変化」がある。森家の時代のこと、狐に化かされた武家奉公の女性が、屋敷から歩き出て行方知れずとなり、ようやく探し出すと榎原前の藪の側に居たというのである。また、同様に化かされた浪人が、脇差を投げ捨てて逃げ去つたという話もあるらしい。

一方、南新座から榎原前に出て堤防下を西に進み、蘭田川に架けられた三枚橋を渡つて鉄砲町に出る道筋は、その先の広瀬で吉井川を渡り、皿村を通つて備前へと続く主要な備前往来であった。

こうした主要な往来筋ということも関係しているのか、榎原前には櫃や銭箱な



①榎原前付近（「嘉永城下町絵図」部分）

近世中期以降の津山では、榎原前といえは直ちに水車が思い浮かぶほど、水車小屋の存在が定着している。しかし、その榎原前の水車の始まりは定かではない。何時頃から榎原前での水車稼ぎが始まったのか、分かる範囲で確認しておきたい。

享保七年（一七二二）やその前後の時期に作成されたと思われる津山城下町絵図では、蘭田川と吉井川の合流点付近に、護岸に続く小さな河原とやや大きめの中州が描かれているが、水車小屋の気配はない。単に描かれていないだけの可能性もあるが、文化八年（一八一二）頃と

榎原前の水車

ど様なものが落ちていた。これらは、盗難品が捨てられているのだと思われるが、ものを捨てるには都合の良い藪でもあつたのである。そのためゴミが捨てられることも多く、「ちりあくた」などの投棄を禁止する藩の触書が出されている。

また、堤防の切れ目があるため、中山神社の石鳥居のような巨大なものの引き上げにも利用されていた。このような場所である榎原前に、水路が設けられて水車が設置されていたのである。

『津山松平藩町奉行日記』明和三年（一七六六）二月十八日、桶屋町の大坂屋次郎右衛門が「榎原前御藪外東之方」に「水車片羽」を設置して「渡世之助力」にしたいと前年十一月に願出ていたものが許可されている。ここには、以前にも水車があったらしいが、大坂屋は、近辺の雑穀や藩士の扶持米などを搗く商売を考えていた。すなわち、藩士を含む城下の住人を主な顧客として想定していたということになる。

この願書に対して、藩では普請に關して役人の現地見分を経た後に、特に支障はないとして許可している。すなわち、水車小屋の設置が吉井川の堤防や道筋、河原の管理に影響を与えるかどうかを見分したのであり、本格的な水車小屋の建設は今



②榎原前絵図、水車小屋建設以前（矢吹家資料 650）

思われる津山景観図屏風や文政三年（一八二〇）の津山画図、あるいは嘉永七年（一八五四）の津山城下町図には水車小屋が描かれていることから、享保年間以降のある時期に設置された可能性を考え

回が最初であったのかもしれない。この時に提出された絵図では、楮畑となっていた場所の水路際に新たに五間と二間半の小屋を建築し、その南側の用水に水車を設置するという計画であった。水車用の水路は、百間以上上流の鉄砲町付近の河原の井手口から水を引いたもので、水車小屋の下流十六間の付近に水落があつて、再び吉井川に合流していた。大坂屋次郎右衛門の家は、桶屋町でも有数の商人で桶屋町の年寄役を務めている。また城下町周辺に田畑を所有して町作を行っていた。後には町作庄屋を務める当主も出ている。そして、水車小屋は代が替わっても大坂屋が所持して水車稼ぎを続けている。



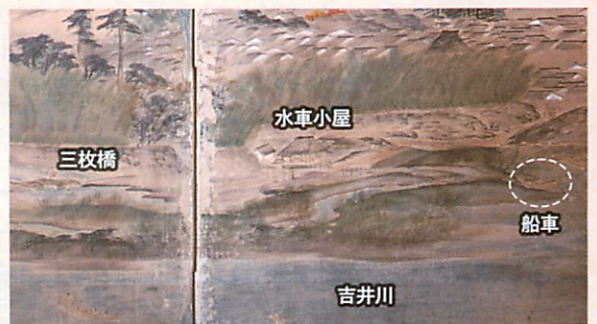
③水車小屋設置計画

（②絵図の部分、矢吹家資料 650）

追廻河原では、寛政十一年（一七九九）九月、藩として水車を設置し、家臣の扶持米を銀四分で搗く計画を立案していたが、その時、堺町の団屋太郎兵衛が偶然同様な水車稼ぎを計画していて、藩に願書を提出した。この時、団屋は家中の扶持米搗き代として一俵につき銀三分、遠近に拘わらず片駄賃は無料で運送する

寛政七年（一七九五）九月には、八月二十九日の洪水で流失した水車の届出をしており、従来通りの八間四間の小屋を再建して、片羽の水車を設置したいとしている。明和三年（一七六六）設置当時の水車小屋とは規模が異なっており、これ以前にあって、規模が大きくなっていることが知られる。届出先は郡代所で、大坂屋彦市と小田中村の組頭・庄屋と連名で、中庄屋に相当する肝煎

と田邑村の大庄屋土居与三兵衛を経て提出している。この時の洪水は、数十年に一度の洪水と言われており、当時の町奉行も森家時代から言い伝えられている「黒沢水」や享保六年（一七二一）の「丑年洪水」などと並ぶ大洪水と書き残している。この時の洪水では、榎原前の大坂屋水車小屋で働いていた者が逃げ場を失いかけており、緊急事態として、町奉行から土手の藪へ逃げ込む許可を得て避難している。



④榎原前水車（「津山景観図屏風」部分）

これに關しては、その後の詳細は不明であるが、堺町の団屋の水車設置計画は、十二月に不許可となった。この内容であつた。そして、水車の余力を利用して挽き臼を使い、小麦の挽き粉を製造して大坂に出荷する計画だという。もちろん、定められた運上は上納するという。町奉行としては、より安価で便利な計画が出てきたので、取りあえず上層部に報告している。

都市と水車という組み合わせは、江戸時代にあつては日常の景観であり、水車に加えて、吉井川の岸には水車を載せた船である船車も繫留されていた。『津山景観図屏風』では、榎原前水車のすぐ下流の岸にもその姿が描かれている。城下町に暮らす人々の生活について、その具体的な姿を明らかにすることは容易ではないが、『津山景観図屏風』や絵図などの絵画資料と文書の記録資料を活用することによって、人々の日常的な暮らしと共に、城下町のささやかな風景や景観を目に見える形にしていきたい。

おわりに

都市と水車という組み合わせは、江戸時代にあつては日常の景観であり、水車に加えて、吉井川の岸には水車を載せた船である船車も繫留されていた。『津山景観図屏風』では、榎原前水車のすぐ下流の岸にもその姿が描かれている。



博物館キャラクター
お
「しん」

平成28年度 津山郷土博物館 行事予定

今年度も、
郷土博物館を
よろしくお願ひします

特別展示

◆特別展「武士の行列（仮）」

会期／10月8日(土)～11月20日(日)



江戸時代の支配階層である武士たちは、移動や旅の時に行列を組んで進みました。本展では、津山藩松平家の各種の行列図のほか、輿や乗物など行列に用いた道具類を集めて紹介し、武士の行列を通して江戸時代の社会のありようを概観します。

◆「江戸一目図屏風」の実物公開

春季／4月1日(金)～5月5日(木)祝

秋季／貸出のため、
当館での公開はありません

出版

- ◆特別展図録「武士の行列（仮）」の刊行
- ◆「津山松平藩奉行日記」23の翻刻刊行
- ◆平成27年度年報の刊行

広報活動

◆博物館だより「津博」の刊行

No.88／5月 No.89／7月
No.90／10月 No.91／来年1月

教育普及活動

◆古文書講座「美作の古文書を読む」

5月19日(木)・6月16日(木)・7月21日(木)
9月15日(木)・10月20日(木)・11月17日(木)
1月19日(木)・2月16日(木)・3月16日(木)
全9回（8月と12月を除く）

◆歴史講座「城下と村の暮らし」

5月13日(金)・6月10日(金)・7月8日(金)
9月9日(金)・10月14日(金)・11月11日(金)
1月13日(金)・2月10日(金)・3月10日(金)
全9回（8月と12月を除く）

◆夏休み子供歴史教室

「弥生土器を作ろう」
7月27日(水)・8月17日(水) 全2回
「カルメ焼きを作ろう」
7月26日(火)
「勾玉を作ろう」
8月9日(火)
「トンボ玉を作ろう」
8月3日(水)

◆文化財めぐり（友の会）

5月21日(土)・10月22日(土)・3月18日(土)



博物館だより「つはく」
No.88 平成28年5月1日



〔編集・発行〕 津山郷土博物館

〒708-0022 岡山県津山市山下92
Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874
E-mail tsu-haku@tvt.ne.jp

〔印刷〕 有限会社 弘文社

入館のご案内

〔開館時間〕 午前9:00～午後5:00

〔休館日〕 毎週月曜日・祝日の翌日

年末年始(12月29日～1月3日)・その他

〔入館料〕 一般…200円(30人以上の団体の場合160円)

高校・大学生…150円(30人以上の団体の場合120円)

中学生以下・障害者手帳を提示された方・
市内在住の65才以上の方は、入館料が無料です。